

○財務省告示第七十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年二月十九日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第五百五
十一次）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二條第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六條第
一項及び第四十七條第一項
三 振替法の適用
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 法 入
 札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 決
 発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 定
 行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 の

競 争 入 札 発 行 一 と いう。及 び
 格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 し た
 後 行 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
 ご と に 応 募 限 度 を 定 め る も の
 に よ り 発 行 一 下 国 債 市 場 特 別
 別 加 者 第 II 非 格 競 争 入 札
 発 行 一 と いう。

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
 も の か ら そ の 応 募 額 を 割 り 当 て る。
 当 て る 場 合 特 別 参 加 者 各 申
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
 募 限 度 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申
 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る。

額 面 金 額 で 一 兆 千 三 十 八 億 円
 う ち 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 の 規
 定 に 基 づ き 額 面 金 額 千 八 百 一
 つ い て は 十 万 円 以 上 の 必
 億 二 千 七 十 万 円 以 上 の 必
 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る た め の 公
 債 の 発 行 規 定 基 づ き 発 行 第 一 項 の 規

十三二

十 十
イ 一
発

九 八

ハ

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

振 額 最
替 低 行 争 非 者 特 国
単 額 入 価 ・ 別 債
位 面 札 格 第 参 市
金 発 競 II 加 場

(一) 年
む 十 式 は 一
も 号 に 、 募 ・
の に よ 払 入 二
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 ー
る す 出 額 の セ
る 期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 を 次 け
払 い 第 の た
込 二 算 者

十 額 十 額 平 ず 額 の 振
二 面 錢 面 成 る の 記 替
錢 金 以 金 二 。 整 載 法
額 上 額 十 七 年 二 月 十 九 日
百 の 百 円 七 年 二 月 十 九 日
に れ に 金 額 に よ る
つ ぞ つ 九 の 九 十 八 十 八
き 九 十 八 十 八 十 八
九 十 八 十 八 十 八 十 八
十 八 十 八 十 八 十 八 十 八
八 格 八 八 八 八 八 八 八

五 万 円
の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と

円 千 七 百 六 十 八 億 八 千 七 百 八 十 万

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 61}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式に、より出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額(ただし、三・一五を乗じた金額(一)の算式に、非居住者又は外国法人が適用を受けた金額)を控除することができる。

十四 初期利子

平成二十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十五

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

十六

償還金支額

平成十四年十二月二十日額面金額百円につき百円

十七

償還金支額

日本銀行

二十 十九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平成 財務
二十 大臣
七年 から
二月 通知
十九 を
日 受
けた
者